

**相談事業の活動実績と  
ご相談内容等について**

**平成 26 年度**

**(26 年 4 月～27 年 3 月)**

**平成 27 年 5 月 15 日**

**原子力損害賠償・廃炉等支援機構**

(円滑化グループ)

# 目 次

## 第 1 章 はじめに

1 機構の相談事業について	1
2 平成 26 年度の概要	1
(1) 賠償を巡る状況と機構の対応	1
(2) 活動実績	1
(3) ご相談内容の傾向	2

## 第 2 章 相談事業の活動実績

1 福島県内での相談事業	3
2 福島県外での相談事業	5
(1) 山形県・新潟県における相談事業	5
(2) 10 都県における不動産賠償説明会・個別相談会	5
(3) 機構本部（東京）における相談・情報提供事業	7
(4) 弁護士会委託の相談事業	7
3 相談事業全体の活動実績	8

## 第 3 章 機構に寄せられたご相談内容の概要

1 対象期間	9
2 受付件数	9
3 ご相談者の事故時住所地	9
4 ご相談内容等の総数と主な分類	10
5 ご相談内容の推移	11
6 相談場所ごとのご相談内容の傾向	12

## 第 4 章 ご相談内容の詳細

1 損害賠償の内容に関するもの	13
(1) 精神的損害について	14
(2) 生命・身体的損害について	15
(3) 一時立入・帰宅費用について	15
(4) 就労不能損害について	16
(5) 除染費用・検査費用について	16
(6) 住居確保損害について	16
(7) 財物価値の減少・喪失について	17
(8) 生活費増加分・避難費用について	20
(9) 営業損害について	22
(10) 自主的避難について	22
(11) 対象者要件について	22
(12) 損害賠償の終期について	23
(13) その他	23

2 請求手続・支払に関するもの	24
3 生活全般に関するご相談	25
4 行政・東電の取組姿勢に関するもの	27

**(参考)**

相談事業の活動実績	29
-----------	----

## 第1章 はじめに

---

### 1 機構の相談事業について

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）は、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号。原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成26年法律第40号）により改正、以下「機構法」）により、平成23年9月12日に設立されました（設立当時名称「原子力損害賠償支援機構」、平成26年8月18日に現名称へ変更）。その後、平成23年10月31日から、機構法に基づき福島県内外で無料の対面式による法律相談や、機構本部（東京）での電話による無料の情報提供等の相談事業を実施・展開しています。

機構では、こうした相談事業の活動実績や、相談事業を通じて寄せられたご相談内容等を、これまで概ね、各年1月～6月、7月～12月の半年毎に集計し、公表してきました。今回からは、各年度4月～9月、10月～12月を区切りとして、半期毎にご相談内容を集計し、公表して参ります。前回の報告書が、平成26年1月～6月の実績をまとめたものであるため、今回の報告書は、前回報告書と対象期間に若干の重複はありますが、平成26年4月～9月を平成26年度上半期、同年10月～平成27年3月までを平成26年度下半期としてご相談内容を集計し、平成26年度報告書として取りまとめました。

### 2 平成26年度の概要

#### (1) 賠償を巡る状況と機構の対応

平成26年度は、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会により発表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「中間指針第四次追補」）で示された新たな賠償項目（住居確保に係る損害や、移住を余儀なくされたことによる精神的損害等）が、被害者の方々の関心事項となりました。特に、住居確保損害は、生活再建に大きく関わる賠償である一方、その内容が複雑であることから、機構では住居確保損害を中心テーマとした説明会を、平成26年2月から、福島県内だけではなく、避難者の多い10都県で開始し、平成26年度も継続して開催しました。

また、従前どおり、機構では、福島県内で3つの実施形態の相談会（仮設住宅巡回・借上入居者等向け・常設会場）を行っているほか、福島県外では、上記10都県での相談会の他に、機構本部（東京）の相談・情報提供窓口（電話・対面）、都道府県弁護士会への委託による相談事業を推進し、全国の被害者の方々を支援しています。

#### (2) 活動実績

平成26年度の活動状況は、福島県内における相談受付件数が2,642件（仮設住宅：1,133件、借上住宅等：197件、常設会場：1,312件）、福島県外が3,655件（10都県：598件、

各都道府県弁護士会委託：606件、機構本部（相談：292件、情報提供：2,159件）、全国合計としては6,297件となっており、機構の相談事業開始時点（平成23年10月）から、全体として減少傾向が続いています（8頁【図表-6】）。

福島県内では、仮設住宅の巡回相談は南相馬市等のように多いところでは16巡目に入りました。仮設住宅向けの巡回相談における受付件数は依然として減少傾向にあり、平成26年度上半期までは一定数（概ね、借上住宅につき半期100件超、常設会場につき半期700件超）を維持していた、借上住宅向けの相談会や常設会場での相談件数も、下半期に入り減少傾向となりました。また、上半期にはその前期（平成25年度下半期）に比べて増加していた全体説明会への参加者も、下半期には減少傾向となっています。

福島県外については、県内と同様、減少傾向にはありますが、その減少幅は県内に比べると緩やかとなっています。10都県での住居確保損害を中心テーマとした相談会では、全体説明会への参加者は600名以上、個別相談は約300組の相談を受け、依然として高い関心がうかがえます（7頁【図表-4】）。

### （3） ご相談内容の傾向

機構に寄せられたご相談内容を下記の①から④に分類すると、「損害賠償の内容に関するもの」が約7割、「請求手続・支払」に関するものが2割を占めており、これは平成25年度と傾向は変わりません（10頁【図表-8】）。

- ① 「損害賠償の内容に関するもの」の中では、「財物価値の減少・喪失」に関するご相談が約4分の1強となっており（13頁【図表-11】）、平成25年度に引き続き、財物賠償が被害者の方々の高い関心事項であることがわかります。

今年度から賠償項目に加わった住居確保損害は、特に下半期にかけて相談件数が増加しています（13頁【図表-11】）。

なお、「損害賠償の内容に関するもの」は件数が多いため、その内容を大まかに分け、大分類と合わせてその数値及び機構相談業務開始以来の傾向の推移も示すことになりました（11頁【図表-9】）。

- ② 「請求手続・支払に関するもの」の中では、「和解仲介の申立方法を教えてほしい」といった和解仲介（ADR）に関するご相談と、東京電力への直接請求に関する相談が、約3分の1ずつとなっています（24頁【図表-31】）。
- ③ 「生活全般に関するご相談」については、「除染を早期に完了してほしい」「故郷へ早期に帰還させてほしい」等のご相談が高い割合となっています（26頁【図表-34】）。
- ④ 「行政・東電の取組姿勢」については、「警戒区域の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けず一律に賠償してほしい」といった「対象区域」に関するご要望が減少し、「賠償相談会、賠償基準に関する情報を提供してほしい」というご要望が増加しています（27頁【図表-36】）。

## 第2章 相談事業の活動実績

### 1 福島県内での相談事業

福島県内では、平成23年10月から、【図表-1】に記載した3つの形態の相談事業を展開しています。仮設住宅や借上住宅入居者等対象の巡回型相談会では、個別法律相談に加え、弁護士が特定のテーマを説明したり座談会形式で質疑応答したりする形の説明会を併せて開催することもあります。相談事業開始から平成27年3月末までに機構の個別相談会に参加いただいた方々は延べ14,415組となり、説明会に参加いただいた方々は7,670人に達しました。

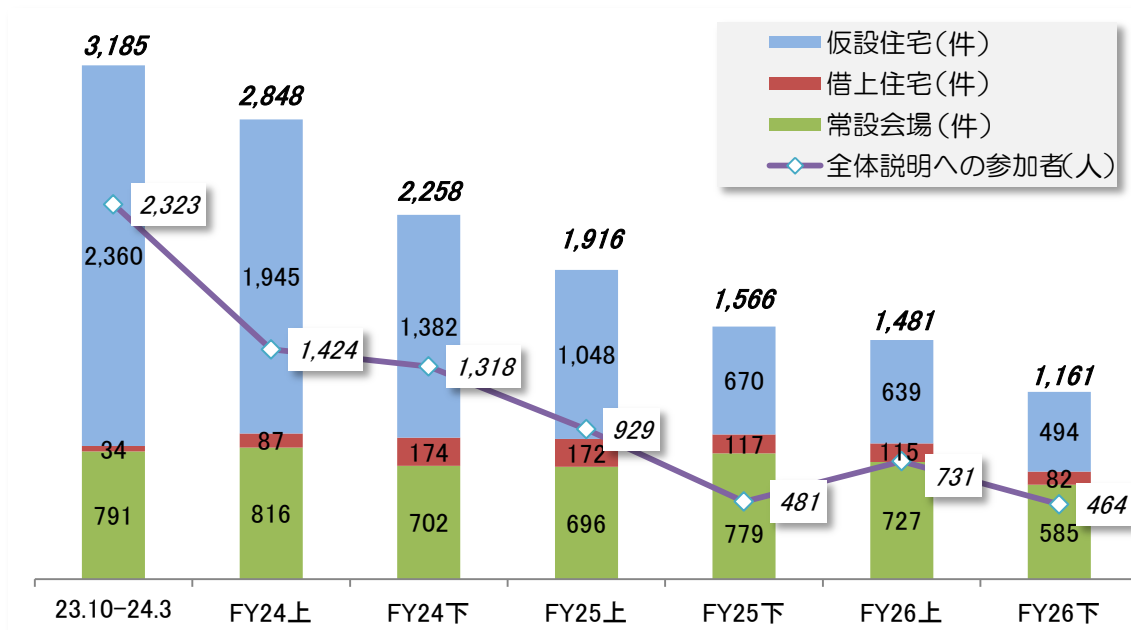
6ヶ月ごとの相談実績の推移を見ると、平成23年度下半期（平成23年10月～平成24年3月）が最も多く、以降減少傾向にあります。平成26年度上半期はその前期（平成25年度下半期）に比べると、減少幅が緩やかになりましたが、平成26年度下半期は減少傾向が大きくなっています（【図表-2】）。仮設住宅での相談件数が減り、借上住宅、常設会場における相談の比率が高くなっているのも特徴です。

なお、1ページでも述べたとおり、本報告書からは報告の期間の単位を、暦年から年度に変えているため、【図表-2】で示した半年毎の実績もそれぞれ上半期は4月～9月、下半期は10月～3月のものとなっています。従前の報告書とは、実績報告について対象期間が異なることにご注意下さい。従前の報告書とは対象期間が異なることをグラフ上も明らかにするため、従前は「H26 上」等で表記していたものを、本報告書からは「FY26 上」という表記にしています。以下、相談実績を示す各グラフにおいても同様です。

【図表-1】 福島県内における相談会の実施形態

	形態	平成26年度の状況
①仮設住宅での相談会	訪問相談チーム（弁護士、行政書士、機構スタッフで構成）が、県内全ての仮設住宅集会所を順次訪問し、説明会を開催するほか、対面式の個別法律相談を実施。説明会では、弁護士が特定のテーマについて被害者の方々に説明を行い、質疑に応答する。	各仮設住宅について多いところで16巡目となる訪問相談を計480回実施し、説明会には243名、個別相談には1133組が参加された。このうち、相談会に参加されたことのある方（継続相談者）は781組と、全相談者の68.9%を占めた。
②借上住宅での相談会	県や自治体等が借り上げた住宅に避難されている方々等を対象に、公共施設等の会場で、説明会や対面式の個別法律相談を実施する。	住宅内に逐次設立された自治会等と連携しつつ、延べ50回の相談会を実施し、説明会には952名、個別相談には197組が参加された。 ※継続相談者：101組（全体の51.3%）
③常設会場での相談会	県内主要都市の公共施設等の会場を常設の相談会場とし、定期的に対面式の個別法律相談を実施する。	福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市、南相馬市において常設相談会を開催し、1312組が個別相談会に参加された。 ※継続相談者：620組（全体の47.3%）

【図表-2】 福島県内の個別相談等の推移



## 2 福島県外での相談事業

### (1) 山形県・新潟県における相談事業

機構は、福島県からの避難者が多い山形県や新潟県においても、それぞれ、平成 23 年 12 月、平成 24 年 2 月以降、弁護士による説明会や相談会を開催してきました（新潟県内の財物賠償説明会以外の相談会は、平成 25 年 3 月に終了）。

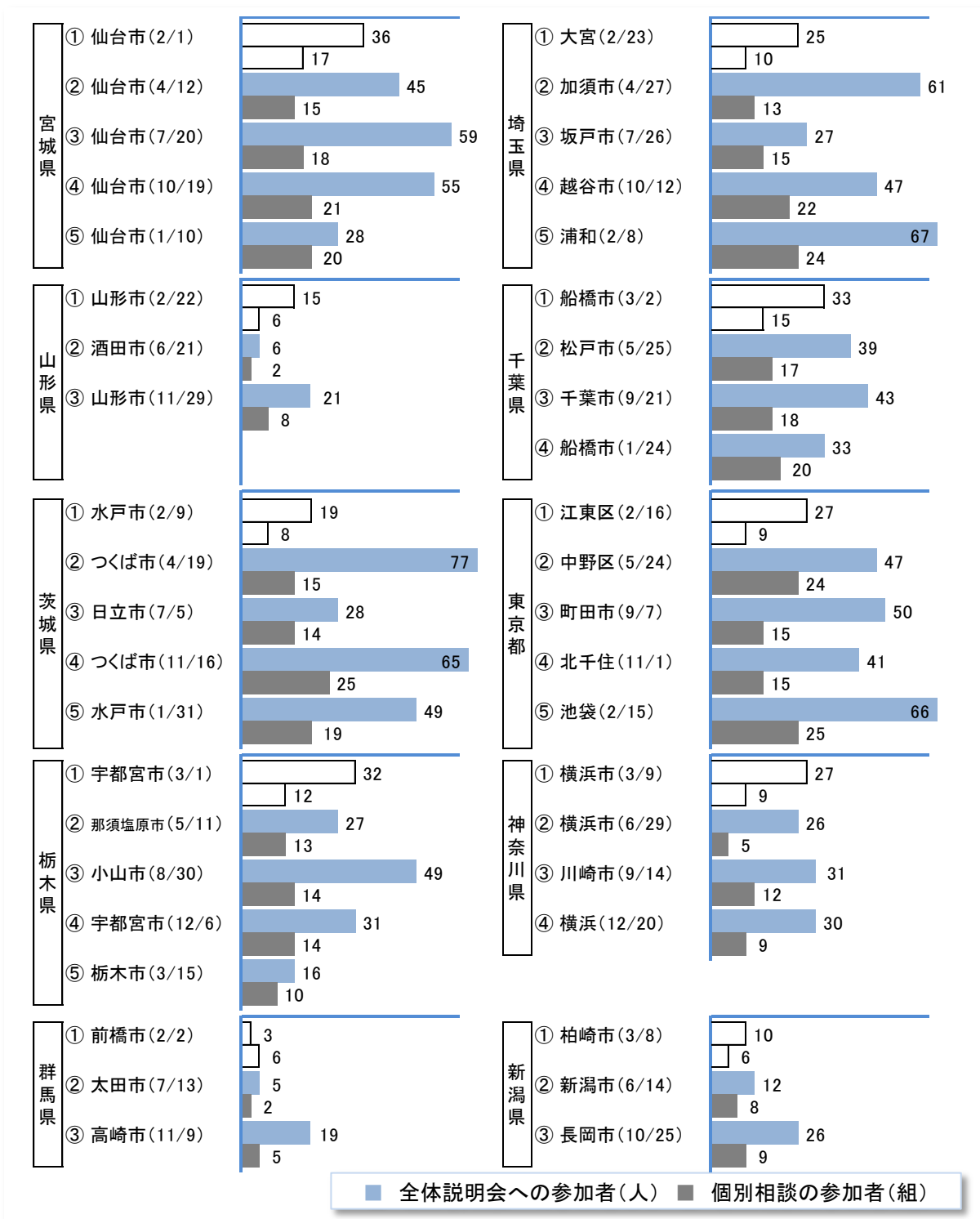
平成 26 年 2 月からは、下記（2）記載のとおり、住居確保損害を中心テーマとした宅地建物等の財物に関する賠償についての説明・相談会を、避難者数の多い上位 10 都県で行うこととしたため（下記（2）参照）、山形県、新潟県における相談事業は財物賠償の説明会も織り込みながら実施しています。

### (2) 10 都県における不動産賠償説明会・個別相談会

東京電力は、平成 25 年 3 月に宅地・建物・借地権の損害賠償請求の受付を開始し、さらに、同年 12 月 26 日には原子力損害賠償紛争審査会が、住居確保損害等を新たな賠償項目とする中間指針第四次追補を発表しました。

不動産賠償や住居確保損害は生活再建のために重要な賠償であり、被害者の方々の関心も高かったことから、機構は福島県以外においても、避難指示区域からの避難者の多い 10 都県（東京都、埼玉県、山形県、新潟県、茨城県、神奈川県、千葉県、栃木県、宮城県、群馬県／以上、平成 27 年 3 月時点で、復興庁資料により避難者数の多い順）において、弁護士及び不動産鑑定士による説明会・相談会を開催することとしました。上記説明会・相談会は、平成 26 年 2 月から 10 都県の主要都市を順次巡回して開催しています。開催地、開催日、参加人数は【図表-3】のとおりです。平成 26 年度は合計 32 回開催し、全体説明会には計 1,226 名、個別相談には計 466 組のご参加がありました。

【図表-3】 10 都県における不動産賠償説明会・相談会の実績



※本報告書作成時点での実績及び開催決定地を記載しているため、平成26年度実績でない数値も含まれていますが、平成26年度の相談件数等の集計に当たっては、平成26年度外の実績（上記図表で白抜きとなっているもの）は除外しています。

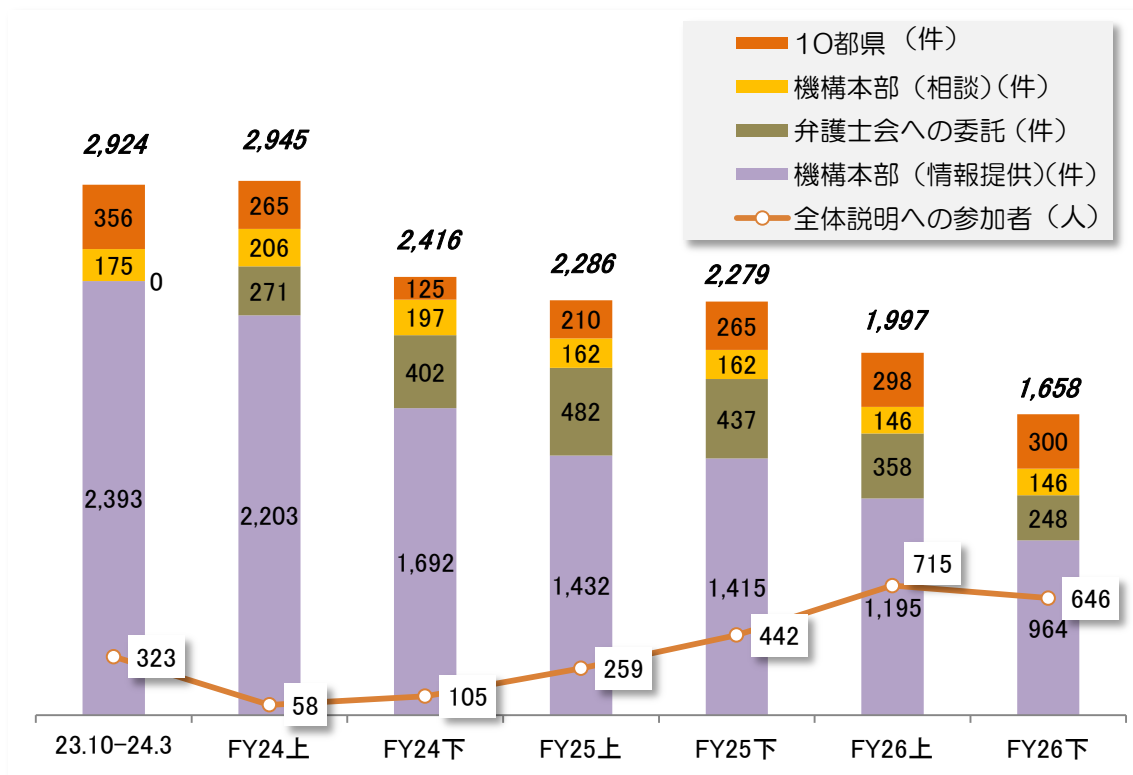
### (3) 機構本部（東京）における相談・情報提供事業

機構では、本部（東京）においても、弁護士による電話や対面での個別相談（週 2 日）や、行政書士による電話での情報提供（平成 26 年 12 月までは土日祝を含め毎日実施。平成 26 年 1 月からは日曜日のみ休業。但し、年末年始は休業）を行っており、全国の被害者の方々や、首都圏に避難された皆様にご利用いただいています。

### (4) 弁護士会委託の相談事業

機構では、平成 24 年度から全国各地に避難されている皆様に向け、各地の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、原子力損害賠償に関する無料法律相談を実施してきました。平成 26 年度からは、担当弁護士の事務所等における個別相談だけでなく、相談会開催や居宅訪問も可能な内容の委託契約に順次切り替え、全国の被害者の方々に、よりご利用いただきやすい形としています。

【図表－4】福島県外の個別相談等の件数の推移



※ 10 都県の相談件数及び全体説明会への参加者人数には、不動産賠償説明会・相談会以外の、山形県・新潟県での相談会実績を含みます。

3 相談事業全体の活動実績

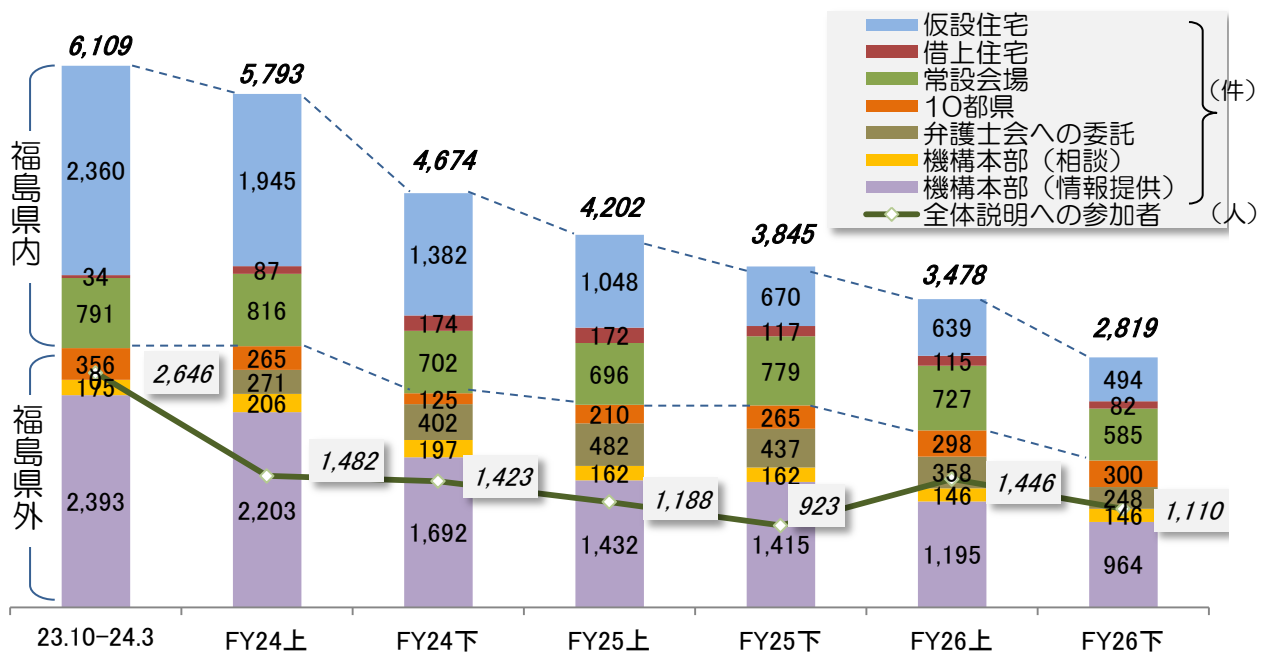
このように、機構では、福島県内外を問わず、また個別の対面相談だけではなく、電話による法律相談・情報提供や、時々に関心の高い事項をテーマにする説明会等、様々な場所・方法・開催形態で、被害者の方々の損害賠償請求が円滑に進むように支援をしています。機構の相談事業の実績総数については【図表-5】【図表-6】をご参照下さい。

なお、機構の法律相談や情報提供はすべて無料で行っています。

【図表-5】個別相談・電話受付の26年度件数と累計

機構の相談等の受付件数		26上	26下	(23年～累計)	
福島県内	仮設住宅(162か所)	639	494	8,538	
	借上住宅等(38か所)	115	82	781	
	常設会場(福島,郡山,いわき,会津若松,白河,南相馬)	727	585	5,096	
	小計	1,481	1,161	14,415	
福島県外	10都県(宮城,山形,茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川,新潟)	298	300	1,819	
	各都道府県弁護士会への委託	358	248	2,198	
	機構東京本部	対面相談/電話相談	20 / 126	17 / 129	183 / 1011
		情報提供	1195	964	2159
	小計	1,989	1,658	7,362	
合計	3,470	2,819	21,777		

【図表-6】個別相談等の推移(福島県内・県外の合計)



※活動実績の詳細については、巻末の「相談事業の活動実績」をご参照ください。

### 第3章 機構に寄せられたご相談内容の概要

#### 1 対象期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

#### 2 受付件数

対面による個別相談 3,875件（上半期：2,149件 下半期：1,726件）

電話による個別相談 255件（上半期：126件 下半期：129件）

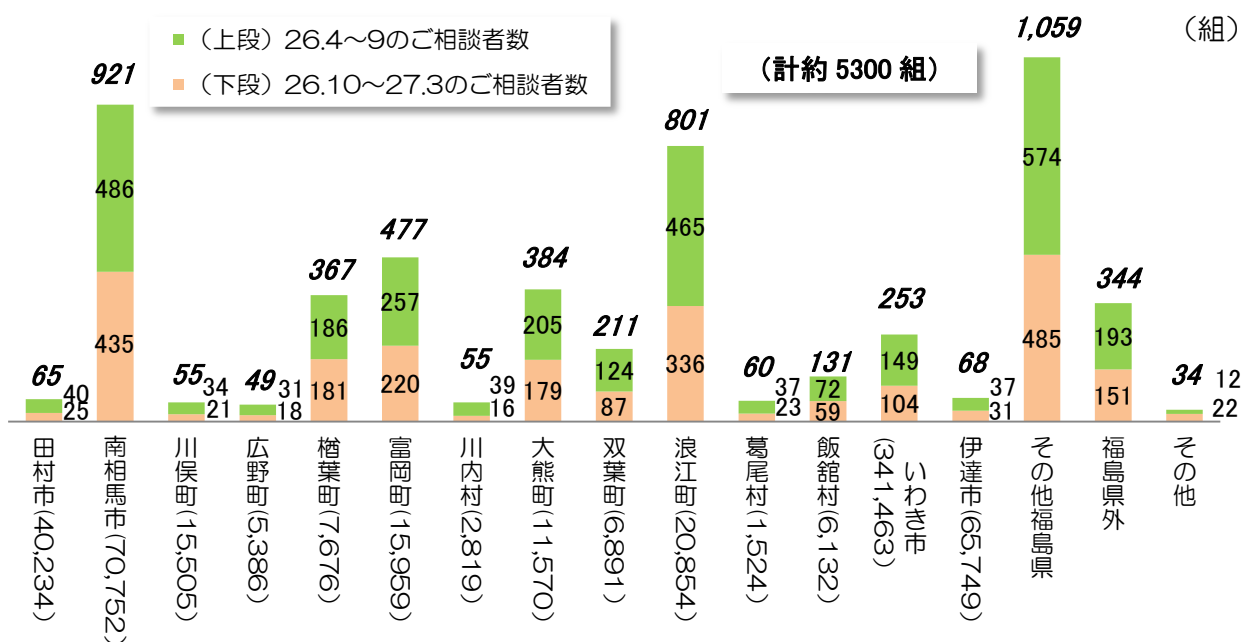
電話による情報提供 2,159件（上半期：1,195件 下半期：964件）

※いずれも延べ数

#### 3 ご相談者の事故時住所地

機構にご相談をされた方の、原子力発電所事故発生時の居住地の内訳は以下のとおりです（受付した延べ数）。避難指示を受けた市町村の方からのお問い合わせが多くなっています。

【図表一七】 ご相談者の事故時住所地



※（ ）内の数値は23年3月1日の人口（福島県HPより）

※ 同じ方からの同一案件での継続的なお問い合わせは1件として集計するなどしていますので、「2 受付件数」の総数より合計数が少なくなっています。

#### 4 ご相談内容等の総数と主な分類

ご相談内容の総数 : 13,318 件

機構では、ご相談内容を【図表-8】に記載した4つの分野に大別して集計しています。

1回のご相談で複数の分野についてのご相談内容がある場合は、複数項目で計上していますので（複数回答）、ご相談内容の総数は、前記「2 受付件数」よりも多くなっています。

ご相談内容の分野としては、「損害賠償請求の内容に関するもの」が全体の7割弱、「請求手続・支払に関するもの」が2割を占めています。

また、「損害賠償請求の内容に関するもの」は、13頁【図表-11】のとおり13の中項目に分けて集計していますが、「損害賠償請求の内容に関するもの」は件数が多いので、今回からは、その中での大まかな傾向を知るために、本分野に含まれる13の項目を【図表-8】記載のとおり、6つに分類した内訳も示します。6分類の中では、不動産賠償や住居確保損害等が含まれる「財物賠償・住居確保損害」が最も多くなっています。

【図表-8】 ご相談内容の分類別集計

(複数回答)

	FY26上 件数(%)	FY26下 件数(%)	年度累計 件数(%)
<b>1. 損害賠償の内容に関するもの</b>	<b>5170(70)</b>	<b>4049(68)</b>	<b>9219(69)</b>
(1)個人賠償に関するもの	1170(16)	820(14)	1990(15)
(2)財物賠償・住居確保損害	1846(25)	1451(24)	3297(25)
(3)生活費増加分・避難費用	865(12)	586(10)	1451(11)
(4)営業損害	572(8)	469(8)	1041(8)
(5)損害賠償の要件等	544(7)	597(10)	1141(9)
(6)その他	173(2)	126(2)	299(2)
<b>2. 請求手続・支払関係</b>	<b>1537(21)</b>	<b>1447(24)</b>	<b>2984(22)</b>
<b>3. 生活全般関係</b>	<b>353(5)</b>	<b>201(3)</b>	<b>554(4)</b>
<b>4. 行政・東電の取組姿勢</b>	<b>291(4)</b>	<b>270(5)</b>	<b>561(4)</b>
<b>合計</b>	<b>7351</b>	<b>5967</b>	<b>13318</b>

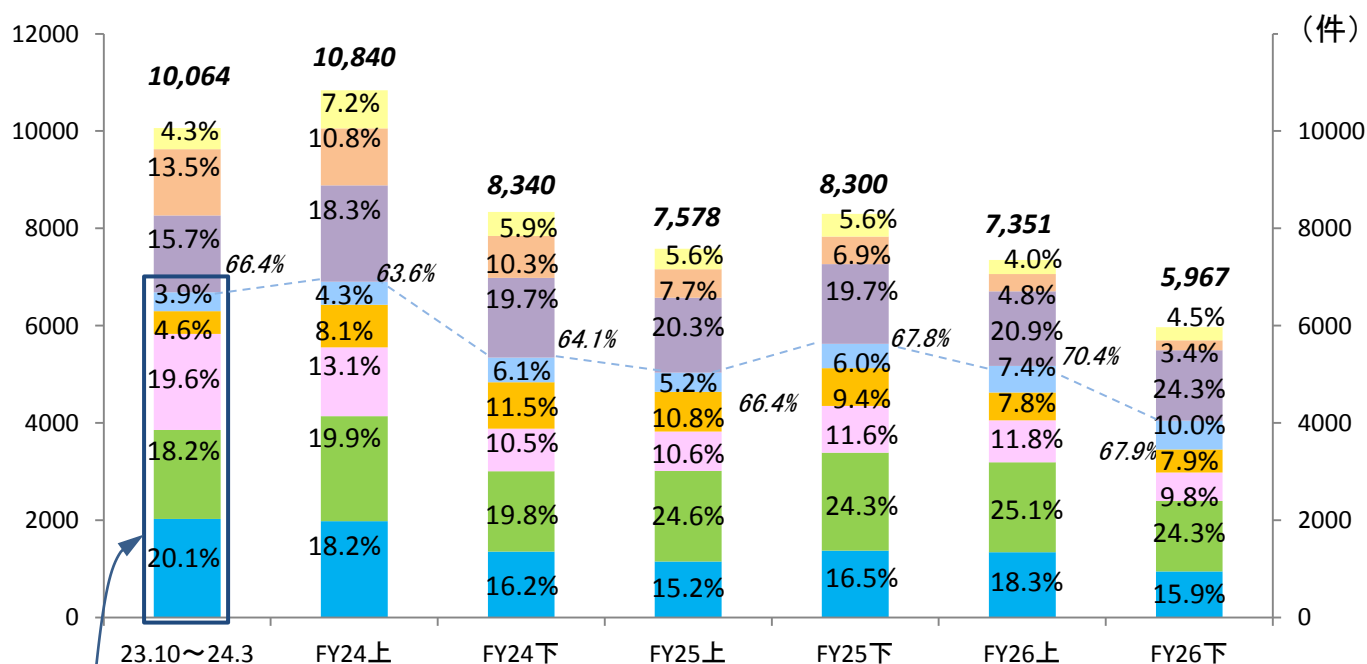
## 5 ご相談内容の推移

機構の相談事業開始時からの、相談内容の傾向の推移は、【図表-9】のとおりです。

平成26年度を通じては、財物賠償・住居確保損害へのご関心が高くなっています。

相談事業開始時点からの推移の傾向としては、当初は精神的損害等の「個人賠償に関するもの」や「生活費増加分・避難費用」の割合が高かったのですが、これらの損害項目は比較的早くから賠償が開始されたものが多いためか、時間の経過とともに減ってきています。その一方で、和解仲介手続のお問い合わせ等を含む「請求手続・支払に関するもの」や、対象者要件や損害賠償の終期に関する「損害賠償の要件に関するもの」は漸増傾向にあり、東京電力による損害賠償の開始や終期の発表、さらには、個々人の賠償の進捗状況に応じて被害者の関心事項に変遷があることがわかります。

【図表-9】 ご相談内容の推移



損害賠償の内容に関するもの

(上記グラフの内訳件数)	23.10~24.3	H24年上期	H24年下期	H25年上期	H25年下期	H26年上期	H26年下期
個人賠償に関するもの	2,027	1,978	1,352	1,149	1,372	1,343	946
財物賠償・住居確保	1,830	2,162	1,655	1,866	2,014	1,846	1,451
生活費増加分・避難費用	1,976	1,417	872	807	964	865	586
営業損害等	466	875	955	818	777	572	469
損害賠償の要件に関するもの	388	470	506	391	500	544	597
請求手続・支払に関するもの	1,580	1,985	1,643	1,542	1,635	1,537	1,447
生活全般に関するもの	1,361	1,168	861	584	571	353	201
行政・東電の取組姿勢に関するもの	436	785	496	421	467	291	270
合計	10,064	10,840	8,340	7,578	8,300	7,351	5,967

※ 【図表-8】【図表-11】【図表-30】に示す「その他」は「個人賠償に関するもの」として集計しています。

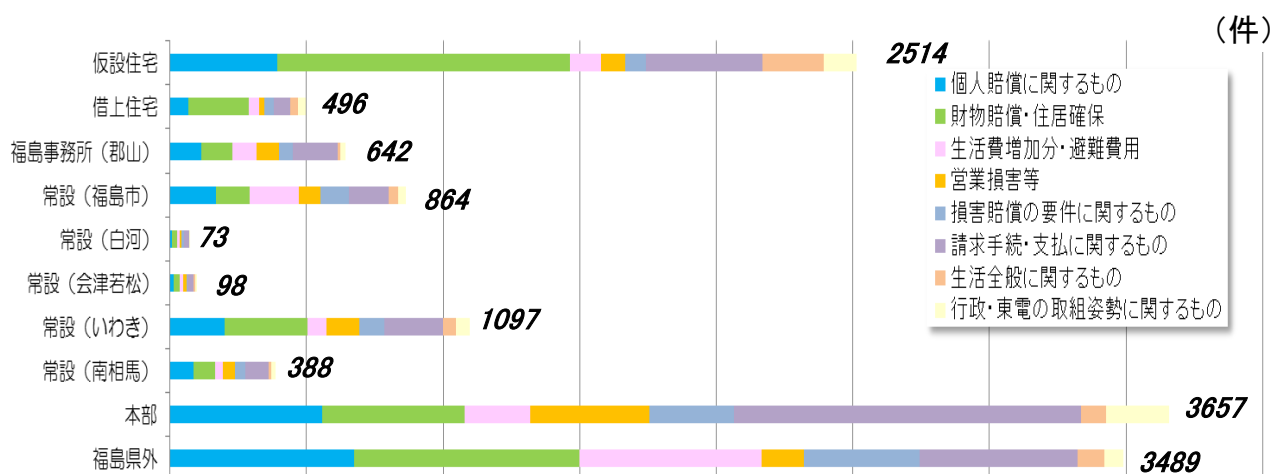
### 6 相談場所ごとのご相談内容の傾向

機構では、3頁【図表-1】に示したとおり、福島県内外で異なった実施形態の相談会・相談窓口を展開しています。福島県内の常設相談会場は、地域ごとの状況に応じて開催頻度を考慮しつつ、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市の6都市に設けています。各相談場所・窓口ごとの相談内容の傾向は【図表-10】のとおりです。

避難指示区域の方でまだ定住的な住居を確保されていない方が相談者の大半である仮設住宅、借上住宅においては、財物賠償・住居確保に関するご相談が多くなっています。その一方、福島県内でも多様な方々がご利用になる常設相談会場では、福島市の常設相談会場で殊に顕著なように、生活費の増加等の相談が多い傾向があります。但し、いわき市の常設相談会場においては、仮設住宅や借上住宅での相談会と同様に財物・住居確保が最多となっています。

一方、県外相談は、各項目とも大きな偏りなく相談を受付けていることが分かります。また、件数の多くが行政書士による電話での情報提供である本部では、請求手続・支払に関するものなど賠償の制度に関するお問い合わせが多くなっています。

【図表-10】 相談場所ごとのご相談内容の傾向（26年度）



(上記グラフの内訳件数、( )内は構成比%)

	個人賠償	財物・住居確保	生活費増加等	営業損害	損害賠償の要件	請求手続・支払	生活全般	行政・東電の取組姿勢	合計
仮設住宅	392 (15.6)	1072 (42.6)	114 (4.5)	88 (3.5)	78 (3.1)	425 (16.9)	225 (8.9)	120 (4.8)	2514 (100)
借上住宅	67 (13.5)	221 (44.6)	40 (8.1)	19 (3.8)	35 (7.1)	60 (12.1)	28 (5.6)	26 (5.2)	496 (100)
福島事務所(郡山)	115 (17.9)	114 (17.8)	90 (14.0)	80 (12.5)	50 (7.8)	165 (25.7)	11 (1.7)	17 (2.6)	642 (100)
常設(福島市)	169 (19.6)	124 (14.4)	179 (20.7)	78 (9.0)	107 (12.4)	145 (16.8)	34 (3.9)	28 (3.2)	864 (100)
常設(白河)	7 (9.6)	20 (27.4)	10 (13.7)	7 (9.6)	9 (12.3)	17 (23.3)	1 (1.4)	2 (2.7)	73 (100)
常設(会津若松)	14 (14.3)	22 (22.4)	12 (12.2)	14 (14.3)	4 (4.1)	20 (20.4)	7 (7.1)	5 (5.1)	98 (100)
常設(いわき)	200 (18.2)	304 (27.7)	69 (6.3)	119 (10.8)	94 (8.6)	215 (19.6)	46 (4.2)	50 (4.6)	1097 (100)
常設(南相馬)	87 (22.4)	78 (20.1)	28 (7.2)	47 (12.1)	35 (9.0)	86 (22.2)	11 (2.8)	16 (4.1)	388 (100)
本部	559 (15.3)	519 (14.2)	241 (6.6)	435 (11.9)	310 (8.5)	1272 (34.8)	92 (2.5)	229 (6.3)	3657 (100)
福島県外	675 (19.3)	823 (23.6)	668 (19.1)	154 (4.4)	423 (12.1)	579 (16.6)	99 (2.8)	68 (1.9)	3489 (100)

※ 【図表-8】【図表-11】【図表-30】に示す「その他」は「個人賠償に関するもの」として集計しています。

## 第4章 ご相談内容の詳細

### 1 損害賠償の内容に関するもの

「損害賠償の内容に関するもの」に関するご相談については、平成26年1月から、【図表-11】に記載した13の中項目に分けて集計しています。平成26年度は、「財物価値の減少・喪失」に関するご要望等が「損害賠償の内容に関するもの」全体の約4分の1強を占め、最も多くなっています。

平成25年12月26日に発表された中間指針第四次追補において、新たな損害賠償項目として「住居確保に係る損害」（以下「住居確保損害」）が追加されたことを受け、機構では、平成26年から「損害賠償の内容に関するもの」の中項目に、住居確保損害を新たに加えました。これまでも、内容的には住居確保損害に該当するようなご相談（例「住居を再取得価格で賠償してほしい」）が寄せられていましたが、従前はこのような相談は、宅地・建物の賠償に関連するものとして「財物価値の減少・喪失」の項目で集計していました。平成26年度からは、明らかに中間指針第四次追補での住居確保損害に関するご相談と分かるものは、「住居確保損害」として集計しています。相談件数が全体としては減少する中、住居確保損害に関するご相談は、件数、割合ともに大幅に増加しており、被害者の方々の関心の高さがうかがわれます。

そのほか、増加しているものとしては、損害賠償の終期に関するご相談があります。自主的避難に関するご相談の増加の理由については、※1をご参照下さい。

【図表-11】「損害賠償の内容に関するもの」の項目別内訳

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
個人賠償に関するもの	(1) 精神的損害	403 (7.8)	245 (6.1)	648 (7.0)
	(2) 生命・身体的損害	252 (4.9)	168 (4.1)	420 (4.6)
	(3) 一時立入費用・帰宅費用	44 (0.9)	32 (0.8)	76 (0.8)
	(4) 就労不能損害	325 (6.3)	236 (5.8)	561 (6.1)
	(5) 除染費用・検査費用	146 (2.8)	139 (3.4)	285 (3.1)
財物賠償・住居確保	(6) 住居確保損害	333 (6.4)	518 (12.8)	851 (9.2)
	(7) 財物価値の減少・喪失	1,513 (29.3)	933 (23.0)	2,446 (26.5)
生活費・避難費用	(8) 生活費増加分・避難費用	865 (16.7)	586 (14.5)	1,451 (15.7)
営業損害	(9) 営業損害	572 (11.1)	469 (11.6)	1,041 (11.3)
損害賠償の要件等に関するもの	(10) 自主的避難※1	226 (4.4)	319 (7.9)	545 (5.9)
	(11) 対象者要件	107 (2.1)	66 (1.6)	173 (1.9)
	(12) 損害賠償の終期	211 (4.1)	212 (5.2)	423 (4.6)
その他	(13) その他	173 (3.3)	126 (3.1)	299 (3.2)
合計		5,170 (100)	4,049 (100)	9,219 (100)

※1 【図表-11】上は、自主的避難のお問い合わせが増加しているように見えますが、これは、集計方法変更の影響が大きいと考えられます。平成26年6月（すなわち、平成26年度上半期の前半3ヶ月分）

までは、自主的避難をされた方々から寄せられたご相談等は、各損害項目に分類出来ないご要望等のみ「自主的避難者」として集計していましたが（各損害項目に分類できるものは当該分類の数にのみ含まれていました）、平成26年7月からは、自主的避難をされた方からのご相談は、「自主的避難」の項目と各損害項目の複数に該当するものとして分類するようにしたため、自主的避難の件数が増えたものと思われれます。

「損害賠償の内容に関するもの」については、13個の中項目ごとに、さらにその内容を細分化した集計等を以下に記載します。

### (1) 精神的損害について

精神的損害についてのご相談内容の内訳は【図表-12】のとおりです。個別の精神的苦痛を踏まえて賠償してほしいとのご相談が最も多くなっています。

【図表-12】精神的損害に関するご相談内容

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
精神的損害	月額慰謝料を増額してほしい(月10万では少ない)	16 (3.7)	11 (4.2)	27 (3.9)
	個別の精神的苦痛を踏まえた賠償をしてほしい	355 (82.4)	189 (71.9)	544 (78.4)
	家族が離れ離れになってしまったことによる精神的苦痛を賠償してほしい	21 (4.9)	16 (6.1)	37 (5.3)
	ペットと離れ離れになった、あるいはペットを失ったことによる精神的苦痛を賠償してほしい	13 (3.0)	14 (5.3)	27 (3.9)
	その他の精神的損害に関する要望・相談	26 (6.0)	33 (12.5)	59 (8.5)
合計		431 (100)	263 (100)	694 (100)

※「精神的損害」という中項目に該当するご相談は、中項目の集計（【図表-11】）においては「精神的損害」に関する1回のご相談を1件として集計していますが、更にその内容を細分化した上記の集計（細分化項目集計）では、1回のご相談につき、【図表-12】に記載した各細分化項目に該当する内容を複数含む場合は複数回答として集計していますので、【図表-11】における精神的損害の相談件数と、【図表-12】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、(2)～(13)における中項目ごとの細分化項目集計表についても同様です。

## (2) 生命・身体的損害について

生命・身体的損害についてのご相談内容の内訳は【図表－13】のとおりです。避難中に発症した病気に関するもの、次に避難中に亡くなった方の死亡慰謝料に関するものと続いています。平成26年度上半期、下半期でそれほど大きな傾向の差は見られません。

【図表－13】 生命・身体的損害に関するご相談内容 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
生命・身体的 損害	避難中に発症した疾病の医療費、通院慰謝料ならびに通院交通費を賠償してほしい	127 (44.6)	75 (39.1)	202 (42.3)
	避難生活に伴う既往症の悪化による医療費、慰謝料ならびに通院交通費を賠償してほしい	31 (10.9)	22 (11.5)	53 (11.1)
	避難中に亡くなった方に対する死亡慰謝料を賠償してほしい	69 (24.2)	49 (25.5)	118 (24.7)
	診断書では事故との因果関係が不明または認められないとされた医療費等を賠償してほしい	20 (7.0)	18 (9.4)	38 (8.0)
	子供の将来の健康被害について長期的に賠償してほしい	5 (1.8)	2 (1.0)	7 (1.5)
	避難に伴い自宅から介護施設に入居したり、新たにデイサービスを利用した費用を賠償してほしい	13 (4.6)	12 (6.3)	25 (5.2)
	その他の生命・身体的損害に関する要望・相談	20 (7.0)	14 (7.3)	34 (7.1)
合計		285 (100)	192 (100)	477 (100)

## (3) 一時立入・帰宅費用について

一時立入・帰宅費用についてのご相談内容の内訳は、【図表－14】のとおりです。

【図表－14】 一時立入・帰宅費用に関するご相談内容 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
一時立入 費用・ 帰宅費用	月1回又は2回分までしか一時立入費用の賠償を認めないのはおかしい	7 (15.9)	1 (3.1)	8 (10.5)
	その他の一時立入費用・帰宅費用に関する要望・相談	37 (84.1)	31 (96.9)	68 (89.5)
合計		44 (100)	32 (100)	76 (100)

## (4) 就労不能損害について

就労不能損害についてのご相談内容の内訳は、【図表-15】のとおりです。就労不能損害を賠償してほしいという基本的なご要望の他には、新たに働いた分の賠償が減らされることへのご不満が高いことがわかります。

なお、平成26年度は、就労不能損害の終期についてのご相談が増えていますが、これは、「(12) 損害賠償の終期に関するご相談内容 (23頁)」で集計していますので、詳細はそちらをご参照下さい。

【図表-15】就労不能損害に関するご相談内容

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
就労不能 損害	就労不能に伴う損害を賠償してほしい	283 (81.8)	213 (85.5)	496 (83.4)
	新たに働いた分だけ賠償額を減らすのは止めてほしい	25 (7.2)	10 (4.0)	35 (5.9)
	通勤費用の増加分を賠償してほしい	13 (3.8)	9 (3.6)	22 (3.7)
	異動か退職を迫られて退職した場合等、退職を余儀なくされた場合の就労不能損害を認めてほしい	4 (1.2)	5 (2.0)	9 (1.5)
	その他の就労不能等に伴う損害に関する要望・相談	21 (6.1)	12 (4.8)	33 (5.5)
合計		346 (100)	249 (100)	595 (100)

## (5) 除染費用・検査費用について

除染費用・検査費用についてのご相談内容の内訳は、【図表-16】のとおりです。自主的除染費用を賠償してほしいとのご意見が多数を占めています。

なお、東京電力は平成26年9月18日に「自主的除染に係る費用の賠償について」というプレスリリースを行い、一定の条件のもと自主的除染費用を賠償する旨を発表しました。

【図表-16】除染費用・検査費用に関するご相談内容

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
除染費用・ 検査費用	自主的除染費用を賠償してほしい	116 (73.0)	102 (67.5)	218 (70.3)
	線量計・放射線量測定器の購入費を賠償してほしい	28 (17.6)	28 (18.5)	56 (18.1)
	その他の除染費用・検査費用(人)に関する要望・相談	15 (9.4)	21 (13.9)	36 (11.6)
合計		159 (100)	151 (100)	310 (100)

## (6) 住居確保損害について

中間指針第四次追補で発表された「住居確保損害」に関するお問い合わせであること

が分かるご相談については、平成 26 年から新たに追加した本項目で集計しています。相談件数が全体として減少する中、住居確保損害に関する相談は大幅に件数が増え、関心の高さが伺えます。ご相談内容の内訳は、【図表－17】のとおりです。

住居確保損害には、移住のための費用、帰還に際しての従前の住居の建替・修繕費用、借家に関する費用の種別がありますが、その中では、移住のための土地建物の取得に関するご相談が最も多くなっています。また、平成 26 年度内での変化をみると、対象者に該当するかどうか知りたい、移住の合理性が認められるか知りたいというお問い合わせが減っている反面、制度内容について知りたいとのご要望が増えていることがわかります。

【図表－17】住居確保損害に関するご相談内容

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
住居確保 損害	第四次追補に基づく東電基準では賠償額が足りない／住宅の再取得ができない	14 (2.5)	25 (2.7)	39 (2.7)
	住居確保損害の対象者に該当するか知りたい／認めてほしい	97 (17.6)	50 (5.5)	147 (10.0)
	移住の合理性が認められるか知りたい／認めてほしい	23 (4.2)	5 (0.5)	28 (1.9)
	住居確保損害の制度内容について知りたい	177 (32.2)	417 (45.6)	594 (40.6)
	土地建物の取得に関する相談	182 (33.1)	256 (28.0)	438 (29.9)
	建替、修繕に関する相談	21 (3.8)	74 (8.1)	95 (6.5)
	借家に関する相談	11 (2.0)	33 (3.6)	44 (3.0)
	その他住居確保に関する要望・相談	25 (4.5)	54 (5.9)	79 (5.4)
合計		550 (100)	914 (100)	1,464 (100)

### (7) 財物価値の減少・喪失について

「財物価値の減少・喪失」という中項目に該当するご相談は件数が多いので、まず、本中項目の中での大きな傾向を把握するため、対象財物の種類や、お困りごとの種類の概要内訳を以下に示します（【図表－18】）。

居住用不動産に関するご相談が多く、お困りごとの種類としても不動産関連が多くなっています。また、平成 26 年度中の推移では、田畑・山林に関するお問い合わせの増加が顕著ですが、これは、平成 26 年 9 月に、東京電力が山林や立木の賠償を開始した影響と思われます。

【図表－18】 財物価値の減少・喪失に関する概要内訳 (複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
居住用不動産	579 (38.3)	311 (33.3)	890 (36.4)
田畑・山林等	109 (7.2)	136 (14.6)	245 (10.0)
動産(家財道具)	246 (16.3)	175 (18.8)	421 (17.2)
営業用資産(田畑・山林以外)	183 (12.1)	54 (5.8)	237 (9.7)
登記が不完全な不動産に関する相談	111 (7.3)	82 (8.8)	193 (7.9)
不動産に関する付随的要望	234 (15.5)	142 (15.2)	376 (15.4)
ローン	19 (1.3)	18 (1.9)	37 (1.5)
その他	32 (2.1)	15 (1.6)	47 (1.9)
合計	1,513 (100)	933 (100)	2,446 (100)

次に、件数の多かった不動産関係のご相談につき、その主な内容を詳細化して示します。

#### ① 居住用不動産について

居住用不動産については、価値喪失分を賠償してほしいという基本のご要望の他には、リフォームや特別仕様の設備等を賠償してほしいというご相談が多く寄せられました。

【図表－19】 居住用不動産に関する詳細内訳 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
居住用 不動産	宅地、建物等不動産(庭木を含む)の価値喪失分を賠償してほしい	496 (71.4)	228 (67.7)	724 (70.2)
	特別仕様などの個別事情を勘案して賠償してほしい	59 (8.5)	24 (7.1)	83 (8.0)
	事故発生前にリフォームを行った。その資産価値の増加分を勘案して賠償してほしい	41 (5.9)	19 (5.6)	60 (5.8)
	野生化した家畜等による住宅の被害を賠償してほしい	7 (1.0)	0 (0)	7 (0.7)
	借地権の賠償についての不満、要望	10 (1.4)	16 (4.7)	26 (2.5)
	住宅などの修理費用を賠償してほしい	43 (6.2)	24 (7.1)	67 (6.5)
	代替地や移住先を、東電または国で用意してほしい	15 (2.2)	0 (0)	15 (1.5)
	もとの自宅を買い上げてほしい	11 (1.6)	5 (1.5)	16 (1.6)
	その他の居住用不動産に関する要望・相談	13 (1.9)	21 (6.2)	34 (3.3)
合計	695 (100)	337 (100)	1,032 (100)	

※「居住用不動産」という概要項目に該当するご相談は、概要内訳集計（【図表－18】）としては1回のご相談を1件として集計していますが、更にその内容を詳細化した上記の集計では、1回のご相談が【図表－19】に記載した詳細項目の複数に該当する場合は複数回答として集計していますので、【図表－18】における「居住用不動産」の相談件数と、【図表－19】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、【図表－20】【図表－21】【図表－22】【図表－24】【図表－25】についても同様です。

## ② 登記に関するご相談について

登記に関するご相談の中では、相続登記等の移転登記の未了に関するご相談が最も多くなっています。

【図表－20】登記が不完全な不動産に関する詳細内訳

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
登記が不完全な不動産に関する相談	登記の無い不動産を賠償してほしい	45 (33.6)	19 (21.3)	64 (28.7)
	移転登記未了(相続、売買、贈与等)の不動産を賠償してほしい	63 (47.0)	45 (50.6)	108 (48.4)
	移転登記手続における関係者の調整等が困難なものについての相談	25 (18.7)	19 (21.3)	44 (19.7)
	その他の登記が不完全な不動産に関する要望・相談	1 (0.7)	6 (6.7)	7 (3.1)
合計		134 (100)	89 (100)	223 (100)

## ③ 不動産に関する付随のご要望

不動産賠償全般に関するご要望の中では、固定資産税評価額に一定の倍率をかけるなどの定型評価に基づく賠償額の算定へのご不満が、平成 26 年度全体を通じて、最も多く寄せられています。また、現況に即して賠償してほしいというご相談が割合として増えているのも特徴です。

なお、「不動産を再取得価格で賠償してほしい」という内容のご相談件数が平成 26 年度下半期にはなくなっているのも、平成 26 年度下半期の特徴といえます。これは、同趣旨のご相談であっても、相談者のご発言内容等から住居確保損害に関するご相談であることが明確なものは「住居確保損害」に分類し、明確でないものは本項目に分類していたところ、平成 26 年度下半期には、住居確保損害に関するご相談であることが明確なもののみであったためです。「住居確保損害」という用語や賠償項目の周知が上がったことが、その背景として考えられます。

【図表-21】不動産に関する付随的要望に関する詳細内訳 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
不動産に関する付随的要望	賠償額を試算してほしい	34 (13.7)	6 (3.9)	40 (9.9)
	相続登記等の手続について教えてほしい	31 (12.4)	14 (9.1)	45 (11.2)
	定型評価に基づく賠償額は低すぎる	76 (30.5)	53 (34.4)	129 (32.0)
	建物などの解体費用や家財の処分費用等を賠償してほしい	18 (7.2)	17 (11.0)	35 (8.7)
	現況と固定資産課税情報や登記情報等の地目、面積等が異なっている場合、現況に則して賠償してほしい	50 (20.1)	44 (28.6)	94 (23.3)
	現地評価の結果に納得いかない	4 (1.6)	3 (1.9)	7 (1.7)
	不動産を再取得価格で賠償してほしい※	29 (11.6)	0 (0)	29 (7.2)
	その他の不動産に関する付随的要望・相談	7 (2.8)	17 (11.0)	24 (6.0)
合計		249 (100)	154 (100)	403 (100)

※中間指針四次追補における「住居確保損害」に関するご相談であることが明確ではないもの

#### ④ 家財に関するご相談

家財道具に関するご相談内容は、【図表-22】のとおりです。家財の定型賠償の請求が落ち着いたためか、家財賠償に関するご相談全体は減少していますが、その中では高額家財などの個別事情を汲んでほしいといったご要望が割合として増えており、平成26年度全体では最も多いご要望となりました。

なお、東京電力は平成27年2月25日に家財の個別賠償についてのプレスリリースを行い、高額家財等の個別請求の受付を開始する旨発表しました。

【図表-22】動産(家財道具)に関するご相談内容 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
動産 (家財道具)	家財道具等を賠償してほしい	141 (40.6)	55 (28.4)	196 (36.2)
	高額家財等個別事情を勘案してほしい	123 (35.4)	79 (40.7)	202 (37.3)
	定型基準に基づく賠償額に納得いかない	14 (4.0)	9 (4.6)	23 (4.3)
	事故時に居住していなかったなどの理由により賠償が認められなかった	19 (5.5)	22 (11.3)	41 (7.6)
	二世帯住宅の家財について適正に賠償してほしい	5 (1.4)	4 (2.1)	9 (1.7)
	自動車等を賠償してほしい	28 (8.1)	14 (7.2)	42 (7.8)
	飼っていたペット等を賠償してほしい	12 (3.5)	4 (2.1)	16 (3.0)
	その他の動産の賠償に関する要望・相談	5 (1.4)	7 (3.6)	12 (2.2)
合計		347 (100)	194 (100)	541 (100)

#### (8) 生活費増加分・避難費用について

生活費増加分・避難費用についてのご相談についても、まずその概要内訳を【図表-23】で示します。

相談件数の多い、交通費・送料に関するご相談、二重生活等の生活費増加に関するご相談の詳細内訳は、それぞれ【図表－24】、【図表－25】のとおりです。

【図表－23】生活費増加分・避難費用に関するご相談の概要内訳 (複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
生活用品	94 (10.9)	62 (10.6)	156 (10.8)
避難生活、二重生活、生活費増加	237 (27.4)	167 (28.5)	404 (27.8)
交通費・送料	315 (36.4)	207 (35.3)	522 (36.0)
その他	219 (25.3)	150 (25.6)	369 (25.4)
合計	865 (100)	586 (100)	1,451 (100)

【図表－24】避難生活、二重生活、生活費増加に関するご相談内容 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
避難生活、二重生活、生活費増加	避難生活、二重生活に伴う生活費増加分の賠償	229 (85.1)	136 (75.1)	365 (81.1)
	井戸水・水道水から水道利用・水購入に変更した費用を賠償してほしい	12 (4.5)	16 (8.8)	28 (6.2)
	自家消費していた野菜、米等の購入費用を賠償してほしい	27 (10.0)	22 (12.2)	49 (10.9)
	その他の避難生活、二重生活、生活費増加に関する要望・相談	1 (0.4)	7 (3.9)	8 (1.8)
合計		269 (100)	181 (100)	450 (100)

【図表－25】交通費・送料に関するご相談内容 (複数回答)

「避難時・避難生活で増加した交通費(ガソリン代等)、宅急便代金等を賠償してほしい」という項目の割合が減り、避難交通費・引越代や、家族間の相互訪問交通費についてのご相談が増えていますが、これは、漠然と交通費に関して賠償をしてほしいというご要望よりも、より損害の内容を明細化・具体化したご相談が増えたためと思われます。

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
交通費・送料	避難時・避難生活で増加した交通費(ガソリン代等)、宅急便代金等を賠償してほしい	200 (43.1)	30 (12.1)	230 (32.3)
	避難の際に支払った交通費や引越費用を賠償してほしい	144 (31.0)	116 (46.8)	260 (36.5)
	家族間で相互訪問した交通費を賠償してほしい	90 (19.4)	72 (29.0)	162 (22.8)
	看護・見舞い等で増額した交通費を賠償してほしい	19 (4.1)	16 (6.5)	35 (4.9)
	遠距離となった通学などの交通費増額分を賠償してほしい	7 (1.5)	5 (2.0)	12 (1.7)
	その他の交通費・送料に関する要望・相談	4 (0.9)	9 (3.6)	13 (1.8)
合計		464 (100)	248 (100)	712 (100)

## (9) 営業損害について

営業損害に関するご相談内容の内訳は、【図表-26】のとおりです。販売・飲食・サービス業者からのご相談が多く、ついで農林水産業者からのご相談が多くなっています。

なお、営業損害の終期についてのご相談は、「(12) 損害賠償の終期について (23 頁)」で集計しているのご参照下さい。

【図表-26】営業損害に関するご相談の概要内訳

(複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
販売・飲食・サービス等	249 (43.5)	204 (43.5)	453 (43.5)
農林水産業者	95 (16.6)	69 (14.7)	164 (15.8)
製造業者	26 (4.5)	19 (4.1)	45 (4.3)
観光業者	14 (2.4)	14 (3.0)	28 (2.7)
不動産賃貸業	39 (6.8)	32 (6.8)	71 (6.8)
間接被害	14 (2.4)	7 (1.5)	21 (2.0)
輸出	11 (1.9)	7 (1.5)	18 (1.7)
拒否事例	113 (19.8)	110 (23.5)	223 (21.4)
その他	11 (1.9)	7 (1.5)	18 (1.7)
合計	572 (100)	469 (100)	1,041 (100)

## (10) 自主的避難について

自主的避難についてのご相談は、そのほとんどが自主的避難等対象区域から避難をされた方からのご相談となっています。

【図表-27】

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
自主的 避難	自主的避難等対象区域から避難をされた方からの要望・相談	216 (94.7)	315 (97.5)	531 (96.4)
	その他	12 (5.3)	8 (2.5)	20 (3.6)
合計		228 (100)	323 (100)	551 (100)

## (11) 対象者要件について

対象者要件に関するご相談内容についての内訳は、【図表-28】のとおりです。戻りつもりであった、住民票は無いが生活実態はあった等、個別の実態を汲んでほしいとのご相談が多くなっています。

【図表-28】対象者要件に関するご相談内容

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
対象者要件	里帰り出産、長期入院等避難等対象区域内に住民票は無いが、生活実態は有る場合は賠償してほしい	33 (30.6)	13 (19.7)	46 (26.4)
	事故時県外等に居たが、避難等対象区域内に自宅等があり、戻る予定であった場合は賠償してほしい	44 (40.7)	25 (37.9)	69 (39.7)
	事故後に結婚や転勤等の理由により自主的避難区域に住まざるを得ない場合も賠償してほしい	1 (0.9)	2 (3.0)	3 (1.7)
	その他の対象者要件に関する要望・相談	30 (27.8)	26 (39.4)	56 (32.2)
合計		108 (100)	66 (100)	174 (100)

## (12) 損害賠償の終期について

損害賠償の終期についてのご相談内容の内訳は、【図表-29】のとおりです。

全体的に相談件数が減少する中、損害賠償の終期に関するご相談は、下半期にも大きくは減少しておらず、なかでも、避難指示区域の損害賠償の打ち切り、営業損害の打ち切りへのご不満は、下半期の方が件数そのものとしても増加しています。これは、就労不能損害の賠償が原則として平成 27 年 2 月末までとされたこと等の影響と考えられます。

【図表-29】損害賠償の終期に関するご相談内容

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
損害賠償の終期	旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域の損害賠償の打ち切りは納得いかない	54 (24.2)	35 (16.1)	89 (20.2)
	上記の地域の就労不能に伴う損害賠償の終期に関するもの	14 (6.3)	15 (6.9)	29 (6.6)
	旧警戒区域内(20km圏内)、計画的避難区域の損害賠償が打ち切られるのは不安だ、納得いかない	39 (17.5)	54 (24.8)	93 (21.1)
	自主的避難の損害賠償が打ち切られるのは納得いかない	4 (1.8)	1 (0.5)	5 (1.1)
	進学、転居等によって避難終了と認定され、精神的損害や避難費用等の賠償が打ち切られるのは納得いかない	29 (13.0)	21 (9.6)	50 (11.3)
	転職等による就労不能等に伴う損害賠償の打ち切りは納得いかない	10 (4.5)	2 (0.9)	12 (2.7)
	風評被害はなくなったなどの理由による営業損害の打ち切りへの不満	22 (9.9)	49 (22.5)	71 (16.1)
	事故前より売り上げが増えたなどの理由による営業損害の打ち切りへの不満	17 (7.6)	7 (3.2)	24 (5.4)
	その他の損害賠償の終期に関する要望・相談	34 (15.2)	34 (15.6)	68 (15.4)
合計		223 (100)	218 (100)	441 (100)

## (13) その他

「その他」の中では、過払いに関するご相談が多く、下半期にかけてその割合も増加しています。お墓に関する相談も半数近くを占めています。

なお、東京電力は平成 26 年 7 月に墓石等の修理費用、平成 27 年 4 月には墓石等の移転

に係る賠償のプレスリリースを行い、請求の受付を始めました。

【図表-30】 其他のご相談内容

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
その他	お墓に関する損害を賠償してほしい(使用料、移設費用等)	92 (52.6)	52 (40.3)	144 (47.4)
	その他の損害賠償請求の内容に関する要望・相談〈個人の過払返還請求に関する相談を含む〉	80 (45.7)	76 (58.9)	156 (51.3)
	その他の損害賠償の要件等に関する要望・相談	3 (1.7)	1 (0.8)	4 (1.3)
合計		175 (100)	129 (100)	304 (100)

## 2 請求手続・支払に関するもの

請求手続・支払に関するご相談については、【図表-31】に記載した5つの概要項目に分けて集計しています。平成26年度上半期は、和解仲介に関するご相談が最も多く、下半期は東電への直接請求に関するご相談が多くなっていますが、平成26年度全体としてはほぼ同程度の件数となっています。

【図表-31】 請求手続・支払に関するご相談の概要内訳

(複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
請求全般	335 (21.8)	324 (22.4)	659 (22.1)
東電への直接請求	489 (31.8)	514 (35.5)	1,003 (33.6)
東電の対応	173 (11.3)	115 (7.9)	288 (9.7)
和解仲介	531 (34.5)	486 (33.6)	1,017 (34.1)
その他	9 (0.6)	8 (0.6)	17 (0.6)
合計	1,537 (100)	1,447 (100)	2,984 (100)

請求手続・支払に関するご相談について、より具体的な内容に細分化した集計は、【図表-32】のとおりです。和解仲介手続に関しては、「和解仲介の申立方法を教えてほしい」というご相談が、下半期にかけて減少傾向が顕著になっています。東京電力への直接請求に関しては、「拒否・減額された理由や内容に納得いかない」とのご意見が下半期に増加しています。

【図表－32】 請求手続・支払に関するご相談内容集計

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
請求全般	請求方法全般について教えてほしい	273 (17.0)	263 (17.2)	536 (17.1)
	弁護士に依頼する場合のメリット・デメリットや費用、依頼の仕方、不満等について	45 (2.8)	60 (3.9)	105 (3.3)
	時効について教えてほしい	11 (0.7)	4 (0.3)	15 (0.5)
	その他の請求全般に関する要望・相談	15 (0.9)	7 (0.5)	22 (0.7)
東電への直接請求	東電請求書がわかりにくい、不親切。書き方を教えてほしい	165 (10.3)	166 (10.8)	331 (10.5)
	包括請求書の運用(追加請求の可否等)に納得いかない	7 (0.4)	3 (0.2)	10 (0.3)
	拒否・減額された内容や理由に納得いかない	121 (7.5)	200 (13.1)	321 (10.2)
	領収書などの証憑が無いとの理由で却下された	100 (6.2)	49 (3.2)	149 (4.7)
	世帯を分割した請求を認めてほしい	13 (0.8)	7 (0.5)	20 (0.6)
	その他の東電請求書や東電基準に対する要望・不満	111 (6.9)	117 (7.6)	228 (7.3)
東電の対応	東電の窓口と本社回答、担当者間で対応が違うのは納得いかない	31 (1.9)	27 (1.8)	58 (1.8)
	請求したが支払が迅速に行われない	16 (1.0)	8 (0.5)	24 (0.8)
	東電コールセンターの対応が不誠実である等、東電窓口に対する不満全般	69 (4.3)	39 (2.5)	108 (3.4)
	その他の東電対応に関する要望・相談	71 (4.4)	51 (3.3)	122 (3.9)
和解仲介	和解仲介の申立方法等を教えてほしい	426 (26.5)	337 (22.0)	763 (24.3)
	東電への直接請求と和解仲介の併用は可能か教えてほしい	16 (1.0)	18 (1.2)	34 (1.1)
	和解仲介の和解案が提示されたが内容に納得いかない	35 (2.2)	19 (1.2)	54 (1.7)
	和解仲介の審査をもっと迅速に行ってほしい	2 (0.1)	13 (0.8)	15 (0.5)
	その他の和解仲介に関する要望・相談	72 (4.5)	134 (8.8)	206 (6.6)
その他	その他の請求手続・支払に関する要望・相談	9 (0.6)	8 (0.5)	17 (0.5)
合計		1,608 (100)	1,530 (100)	3,138 (100)

※ 概要内訳集計（【図表－31】）としては、1回のご相談でいずれかの概要項目に該当すれば当該概要項目1件として集計していますが、更にその内容を細分化した上記の集計では、1回のご相談が【図表－32】に記載した細分化項目の複数に該当する場合は複数回答として集計していますので、【図表－31】における概要項目の相談件数と、【図表－32】の合計件数は必ずしも一致しません。

以下、3、4における概要内訳とご相談内容集計（細分化項目集計）についても同様です。

### 3 生活全般に関するご相談

生活全般に関するご相談については、まず【図表－33】に記載した5つの概要項目に分けて集計しています。除染関係、帰還・復興関係、住宅関係の割合が高くなっていますが、突出して多いという傾向はみられません。

【図表-33】生活全般に関するご相談の概要内訳

(複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
仮設住宅・借上住宅	80 (22.7)	39 (19.4)	119 (21.5)
除染・廃棄物	84 (23.8)	41 (20.4)	125 (22.6)
帰還・復興	84 (23.8)	37 (18.4)	121 (21.8)
健康	56 (15.9)	19 (9.5)	75 (13.5)
その他	49 (13.9)	65 (32.3)	114 (20.6)
合計	353 (100)	201 (100)	554 (100)

生活全般に関するご相談につき、より具体的に細分化した集計は、【図表-34】のとおりです。「故郷へ早期に帰還させてほしい、元の生活に戻してほしい」、「除染を早期に完了してほしい」等のご要望等が寄せられています。

【図表-34】生活全般に関するご相談内容集計

(複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
仮設住宅・借上住宅	仮設住宅・借上住宅を改善してほしい	18 (4.6)	1 (0.5)	19 (3.2)
	仮設住宅・借上住宅が狭い、物置がほしい、もう一部屋借りたい	21 (5.4)	9 (4.3)	30 (5.0)
	仮設住宅・借上住宅において 隣家への音漏れが気になる	7 (1.8)	4 (1.9)	11 (1.8)
	仮設住宅の入居期限を出来るだけ継続してほしい	5 (1.3)	3 (1.4)	8 (1.3)
	借上住宅の家賃補助を出来るだけ延長してほしい	19 (4.9)	10 (4.8)	29 (4.9)
	その他の仮設住宅や借上住宅に関する要望・相談	28 (7.2)	14 (6.7)	42 (7.0)
除染・廃棄物	除染を早期に完了してほしい	54 (13.9)	16 (7.7)	70 (11.7)
	放射性物質に汚染された廃棄物の処理方針・方法を明確にしてほしい	10 (2.6)	7 (3.4)	17 (2.8)
	除染するよりその費用を賠償に回してほしい	4 (1.0)	0 (0)	4 (0.7)
	その他の除染・廃棄物に関する要望・相談	26 (6.7)	19 (9.1)	45 (7.5)
帰還・復興	故郷へ早期に帰還させてほしい、元の生活に戻してほしい	58 (14.9)	22 (10.6)	80 (13.4)
	インフラを早期に復旧整備してほしい(道路、病院等)	12 (3.1)	5 (2.4)	17 (2.8)
	高速道路の無料化を継続してほしい	11 (2.8)	2 (1.0)	13 (2.2)
	その他の帰還・復興に関する要望・相談	9 (2.3)	8 (3.8)	17 (2.8)
健康	不眠等健康状態が悪化した	41 (10.5)	17 (8.2)	58 (9.7)
	定期健康診断等で長期的に健康状態を把握できるようにしてほしい	4 (1.0)	1 (0.5)	5 (0.8)
	その他の健康に関する要望・相談	11 (2.8)	1 (0.5)	12 (2.0)
その他	雇用の確保や生活再建を支援してほしい	23 (5.9)	3 (1.4)	26 (4.4)
	避難中に嫌がらせ等を受けた	18 (4.6)	16 (7.7)	34 (5.7)
	その他の生活全般関係に関する要望・相談	10 (2.6)	50 (24.0)	60 (10.1)
合計		389 (100)	208 (100)	597 (100)

#### 4 行政・東電の取組姿勢に関するもの

「行政・東電の取組姿勢に関するもの」に関するご相談については、まず【図表－35】に記載した3つの概要項目に分けて集計しています。

【図表－35】 行政・東電の取組姿勢に関する概要内訳 (複数回答)

	FY26上	FY26下	年度合計
	件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
対象区域	94 (32.3)	42 (15.6)	136 (24.2)
情報提供	55 (18.9)	111 (41.1)	166 (29.6)
その他	142 (48.8)	117 (43.3)	259 (46.2)
合計	291 (100)	270 (100)	561 (100)

「警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償してほしい」というご要望が、平成26年上半期には「その他行政・東電の取組姿勢に関する要望・相談」を除いて最も高い割合にあったものが、下半期には大きく減少しています。その代わりに、下半期には情報提供に関するご要望が増えています。

【図表－36】 行政・東電の取組姿勢に関するご相談内容集計 (複数回答)

		FY26上	FY26下	年度合計
		件数 (%)	件数 (%)	件数 (%)
対象区域	避難指示解除見込み時期を明確にしてほしい	4 (1.3)	1 (0.4)	5 (0.9)
	警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償してほしい	44 (14.5)	17 (6.1)	61 (10.5)
	旧警戒区域と旧緊急時避難準備区域(＋旧屋内退避区域等)との賠償格差を是正してほしい	15 (4.9)	10 (3.6)	25 (4.3)
	避難等指示区域と自主的避難区域との賠償格差を是正してほしい	26 (8.6)	8 (2.9)	34 (5.9)
	その他の区域割りに関する要望・相談	7 (2.3)	6 (2.2)	13 (2.2)
情報提供	各地の放射線量等信頼できる情報を速やかに開示・提供してほしい	13 (4.3)	7 (2.5)	20 (3.4)
	賠償相談会、賠償基準に関する情報を提供してほしい	30 (9.9)	77 (27.8)	107 (18.4)
	生活支援に関する情報を提供してほしい	2 (0.7)	7 (2.5)	9 (1.5)
	その他の情報提供に関する要望・相談	11 (3.6)	24 (8.7)	35 (6.0)
その他	東電にもっと誠意ある態度を示してほしい	30 (9.9)	6 (2.2)	36 (6.2)
	賠償請求や生活支援等に関して政府、自治体がもっとリーダーシップを取ってほしい	17 (5.6)	8 (2.9)	25 (4.3)
	支払われる賠償金に対して税制上の特例措置を講じてほしい	3 (1.0)	21 (7.6)	24 (4.1)
	復興住宅や仮の町構想を早期に実現してほしい	22 (7.2)	9 (3.2)	31 (5.3)
	その他の行政・東電の取組姿勢に対する要望・相談	80 (26.3)	76 (27.4)	156 (26.9)
合計		304 (100)	277 (100)	581 (100)

以上

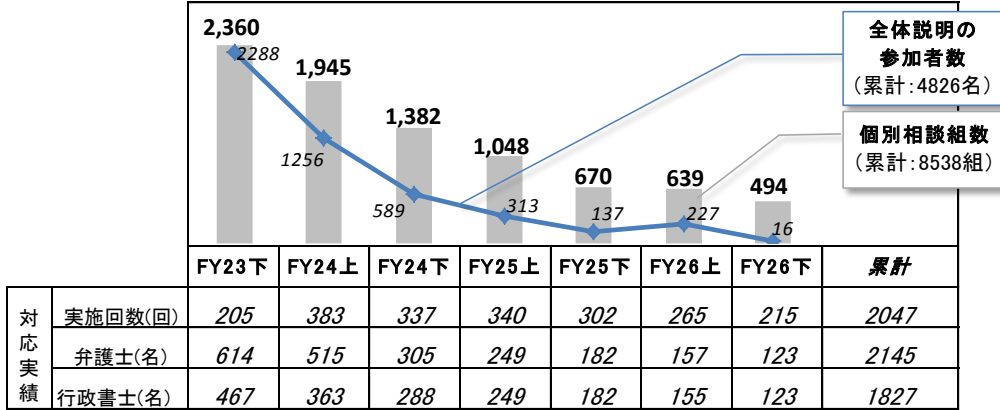


# 相談事業の活動実績

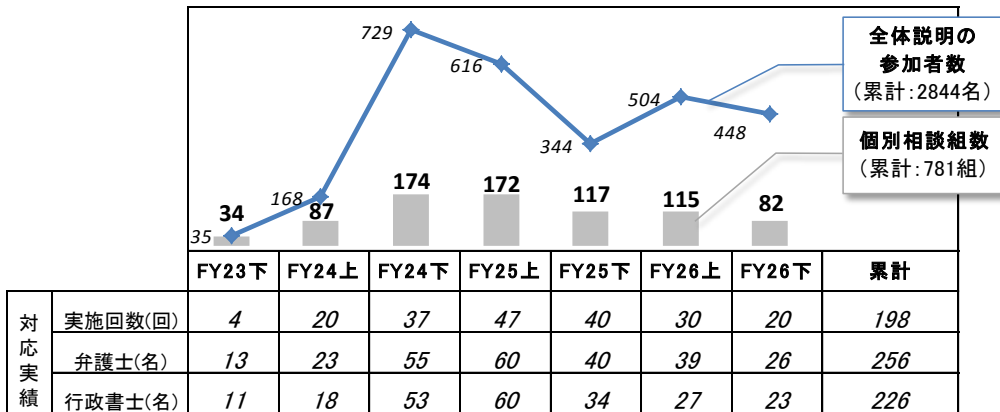
※数値はいずれも延べ数

## 1. 巡回訪問相談の状況

(1) 仮設住宅でのご相談状況(福島県内162か所(約11866世帯))

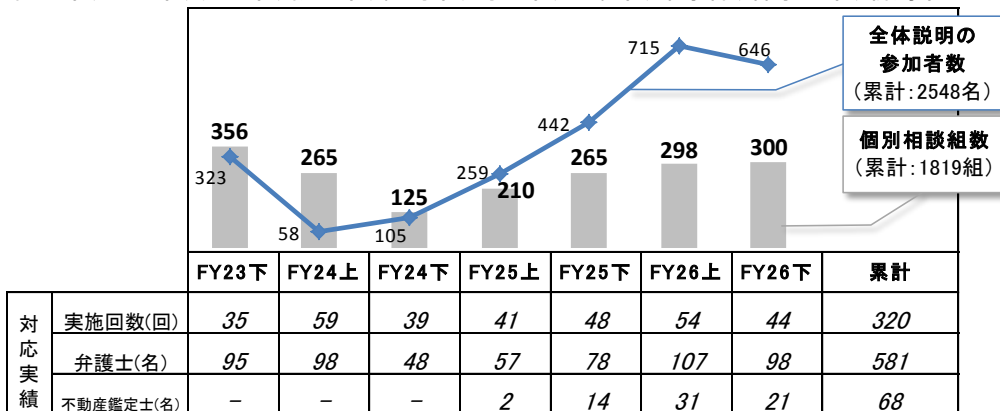


(2) 借上住宅等のご相談状況(福島県内 38か所)



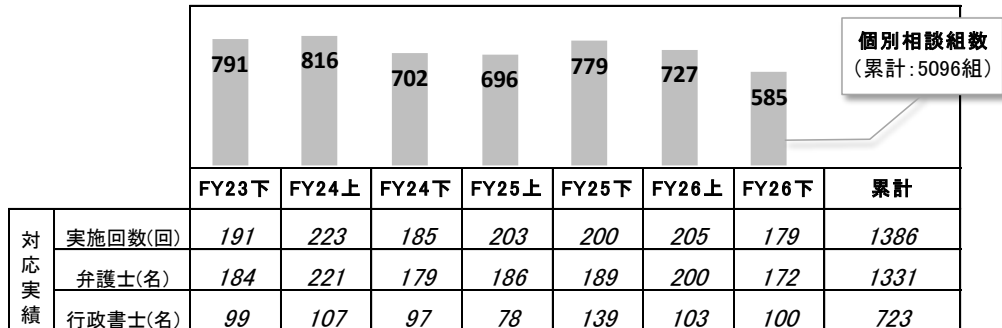
(3) 福島県以外の10都県における相談会状況

(宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)



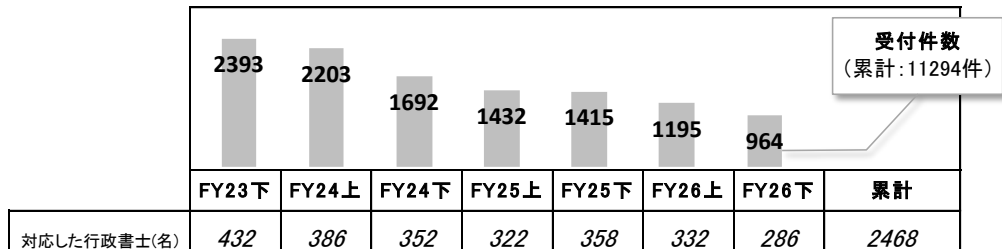
## 2. 常設相談会場の状況

(福島市、郡山市(機構福島事務所)、会津若松市、いわき市、南相馬市、白河市)

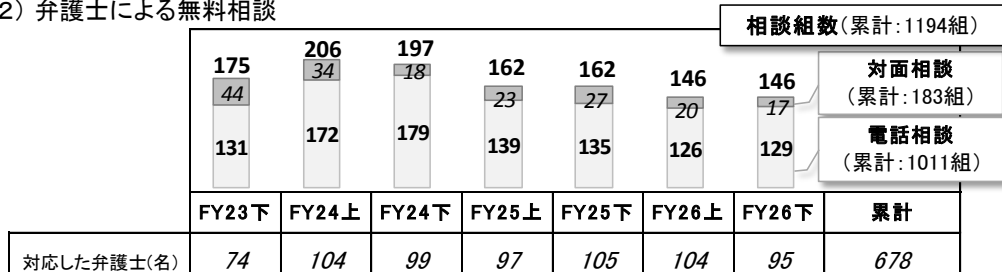


## 3. 機構東京本部

(1) 行政書士による賠償に関する無料の情報提供(電話)



(2) 弁護士による無料相談



## 4. 機構の委託による各県弁護士会の相談事業

